



月刊税理士事務所チャンネル CHANNEL

2017
5
No.429

シリーズ企画

今話題の「家族信託」その仕組みと注意点①…………… 6

事務所訪問

税理士法人S・Kパートナーズ…………… 2

会計事務所・顧問先向け

MJSソリューションの紹介…………… 5

顧問先紹介

宗玄酒造 株式会社…………… 10

北陸会企画

多様な味が楽しめる「福井の食」…………… 12

今月の表紙^{よみ} 砺波チューリップ公園

場所:富山県砺波市

ミロク会計人会からのお知らせ…………… 14

ミロクシステムQ&A

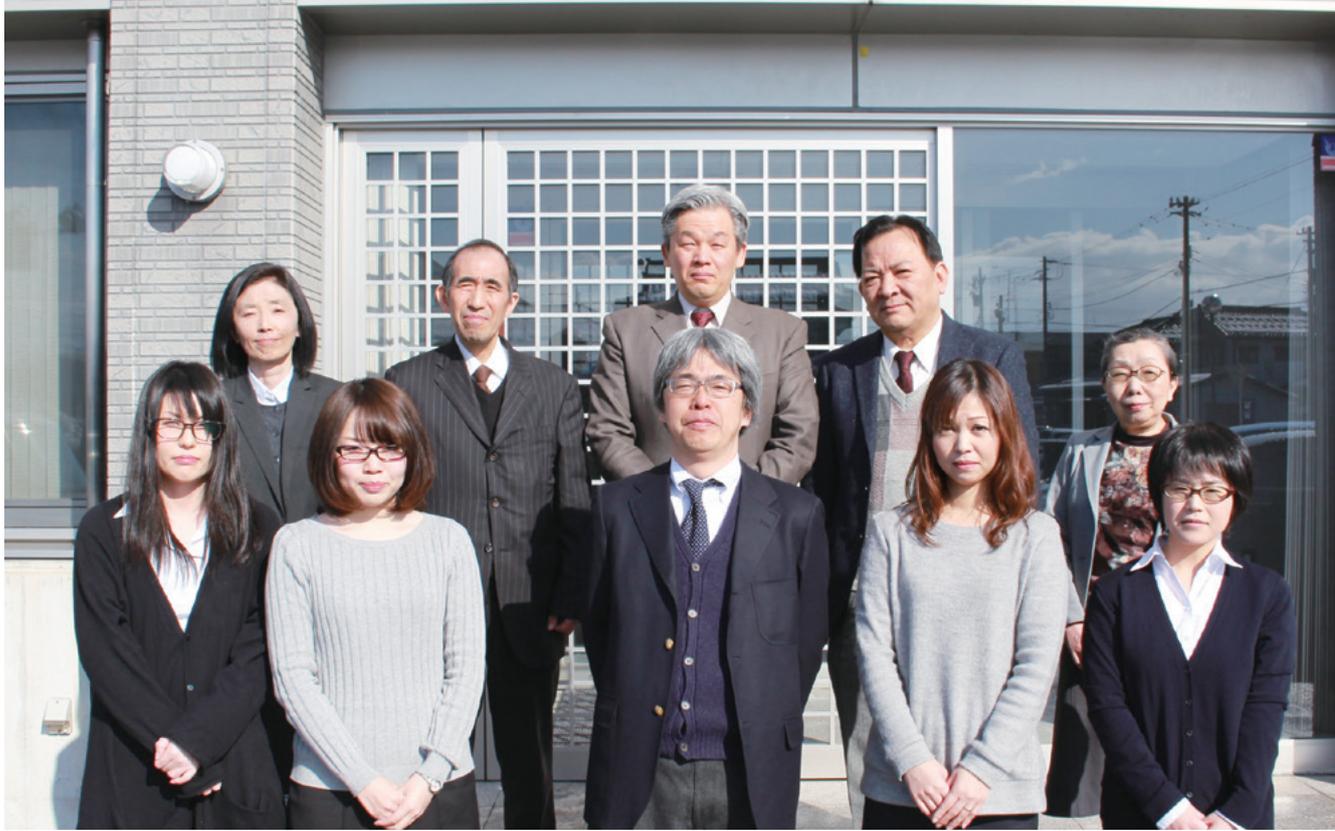
『ACELINK NX-Pro 法人税申告書』…………… 15

リレーエッセイ

北陸ミロク会計人会 渡辺 雅之…………… 19

日本の未来—
企業を支える

 ミロク会計人会



事務所 訪問

高岡と東京を行き来しながら 改めて創業支援に注力する

富山県高岡市と東京都渋谷区に事務所を持つ税理士法人S・Kパートナーズ。
海江田 俊彦先生はその二つの拠点を行き来しながら、それぞれの地域の顧問先を積極的に支援されています。
高岡市の事務所を訪問し、海江田先生に事務所の取り組みについて伺いました。

バブル崩壊後の東京で得た 教訓を今に生かす

——海江田先生は富山県高岡市と東京に拠点を持っていますが、もともとは東京で事務所を開業したそうですね。

海江田 俊彦代表社員（以下、敬称略） 自身は鹿児島出身なのですが、大学進学を機に上京し、事務所もそのまま東京都渋谷区に開業しました。私の父も税理士なのですが、その事務所は兄が継ぐことになっていましたし、いずれ鹿児島に戻るにしても東京で経験を積んでからがいいだろうと考えたのです。

——開業年である1990年はバブル崩壊の直前といった時期ですが、そのあたりの影響はありましたか。

海江田 開業したのがバブルの終わりだったこともあって、怪しげな投資や地上げの相談がしばしば来りました。幸いにしてその手の話には関わらなかつたので痛手を被ることはありませんでしたが。

——東京ではどのような分野に力を入れていたのでしょうか。
海江田 以前勤めていた事務所が相続対策などを得意としていたこと、一緒に独立した人間が銀行出身者で資産家とのコネク

税理士法人S・Kパートナーズ

所在地 富山県高岡市京田80番地
(東京支店:東京都渋谷区鶯谷町18-1 ミセキ92-1F)
設立 2004年
職員数 16名
TEL 0766-25-1515
FAX 0766-25-0528
導入システム/ACELINK NX-Pro





建物の1階の広々とした執務スペース

ションがあったことなどから、独立後は相続関連の案件を積極的に手掛けていました。ただ、バブルの後遺症があつて不動産の売却にはかなり手こずりました。不動産価値が暴落してしまつていたので、どうしても資産家の方々の希望価格で売却することができなかつたのです。

——顧問先に関してはどのようなところが多かつたのですか。

海江田 バブルが崩壊してからしばらくすると創業ブームが始

まり、かなりの件数の創業支援を手掛けました。しかし、その多くが一過性のブームに乗じた創業だったので、3年後にはほとんど廃業してしまいました。

——そのときに廃業した顧問先と現在も経営されているところとでは、どのような差があつたのでしょうか。

海江田 最も大きな違いは事業の柱を創出することができたかどうかだと思います。当時は脱サラして事業に挑戦するといっ

た方が多く、多くの経営者が安定した収入を得ることが当たり前だと感じていました。しかし、創業時の会社の場合、安定収入というのはほとんどなく、場合によっては2、3カ月、収入がないといった状態が続くことがあります。そのため、多くの人はその状況に右往左往してしまいがちです。事業がきちんと成長する前にそこから撤退

してしまい、次から次へと新しいことに着手してしまうのです。そうすると、いずれの事業も結実せず、結果的に時間とお金だけを失つてしまい、最終的に廃業を余儀なくされます。現在も多くの創業支援を手掛けていますが、その際には当時の経験を生かして、まずは一つの事業をきちんと育てることの重要性を伝えるようにしています。

独自の経営診断サービスで顧問先の経営をサポート

——海江田先生はどのような経緯で高岡市を拠点とするようになったのですか。

海江田 私の妻がS・Kパートナーズの前身である事務所の創業者（佐野 光雄先生）の娘でして、その事業承継を機に2004年に法人を立ち上げたのです。それ以来、私は高岡と東京の拠点を行き来しながら顧問先を支援しています。

——税理士法人にした理由についてお聞かせください。

海江田 佐野はもちろん、私たち夫婦はどちらも税理士資格を保持していたので、そうであれば

法人化し、組織として持続的に顧問先を支えられるような体制を構築しようと考えたのです。法人化にあたっては職員もそのまま再雇用したので、大きな変化は特にありませんでした。最近では「税理士法人」と冠してあつたので相談にきましたという方もいらつしやるので、信頼性の面でも税理士法人にして良かったと感じています。

——高岡と東京を行き来するのは大変ではありませんか。

海江田 一度行ったら1週間ほど滞在するので、それほど苦にはなつていません。むしろ東京にいる間に研修会などで情報収集をすることができ、プラスに働いている部分も多いと感じています。

——高岡の顧問先についてはどのような印象を持たれていますか。

海江田 東京の顧問先に比べると堅実な印象があります。ひよつとすると、ものづくりのまちならではの特色なのかもしれません。しかし、他地域同様、人口は減少傾向にあり、景況感は決して良いとはいえません。

——そうした中、貴法人では顧問先支援の一環として、決算力ウンセリングというサービスを提案していますね。

海江田 これは通常の決算診断をより詳細に行うという主旨のもので、顧問先の4期分の決算書と180を超す質問でヒアリングを実施し、その会社の資金の流れと経営課題を洗い出していくという内容になっています。そうすることで、その顧問先が効率よく儲けているか、返済能力に問題はないか、会社は安全か、経営は安定しているか、人件費は適正かといったことを正確に把握することができ、次の一手を明確に打ち出すことができるようになるのです。

高岡で増加するネットショップによる起業

——最近、高岡ではどのような顧問先が増えていきますか

海江田 ネットショップを経営する個人事業主が急増しています。また、その多くがしっかりと業績を伸ばしており、最近では年商が1000万円以上になつたので申告をサポートしてほ



「創業間もない企業は根気よく事業の柱を育てることが肝要」と語る海江田俊彦先生

しいといった相談が増えていま
す。

——業績を伸ばしているところ
は何か特別な物を販売されてい
るのでしうか。

海江田 特殊な例でいえば美術
工芸品を扱っているところなど
がありますが、大半は日用品を
はじめとしたどこでも買える物
を販売しています。それでも中
には楽天市場の酒販部門で上位
の業績を維持し続けているとこ
ろもあるのです。私もどうして
そうなるのかが不思議で経営者

に聞いたことがあるのですが、
いわく、ネットショップのコツ

はいかに商品を安く大量に仕入
れ、それを高く大量に売るか
ということだそうです。要は安く

仕入れられるタイミング、高く
売れるタイミングを敏感に察知
することができるとかがビ
ジネスの明暗を分けるというわ
けですが、これがシンプルなよ
うでいてなかなか難しいのかも
しれません。
——まさに新しいビジネスの芽
といった感じですね。

海江田 高岡自体は決して大き
な商圏を持っているわけではあ
りませんが、ネットショップで

あれば日本はおろか世界にも物
を販売することができると、
そういった個人事業主がさらに

発展を遂げ、よりユニークなビ
ジネスを展開していくことを期
待しています。
——ところで、高岡においても
相続関係の案件を手掛けている
のでしうか。
海江田 こちらでも積極的に手
掛けており、年間に10〜20件ほ

どの案件を引き受けています。
その多くは顧問先ですが、最近

はホームページを見て問い合わせ
てみましたという人も増えていま
す。ただ、一方で相続を専門と

する大手の会計事務所も進出し
てきていますので、これまで以
上に顧問先の数字や人間関係を
熟知している部分を強みとして
いかなければなりません。
——ホームページも集客の一つ
の要素になっているのですね。
海江田 やはりサービスの内容
や金額がある程度、はつきりと

見えることに意味があるのだと
思います。特に最近の若い経営
者はそのあたりに敏感なので、
こちらとしても相談があつたら
すぐに詳細な見積書を提示する
ようにしています。そうするこ
とで、こちらもその金額の範囲
内でできることとできないこと
を明示することができると、
ある意味、効率的に作業を進め
ることができるようです。

——本日はありがとうございました。
たします。

History & Story

税理士までの歩み

海江田先生は父上が税理士だったこともあって、子どもの頃から税理士という仕事があることを知っていたそうです。そして、中学生くらいの頃には漠然と「税理士になりたい」と思うようになっていたといいます。そして、大学で会計学を専攻した後一般企業に就職し、専門学校に通いながら試験勉強に励むように。5年ほどそうした生活を続けた後、東京の会計事務所に就職し、今度は実務経験を積みながら試験勉強を続けたそうです。こうして1990年に税理士試験に合格し、東京都渋谷区にて独立を果たしたのです。

MJSソリューションの紹介

MJSは多彩な製品・サービスを提供しています。本コーナーでは、その中でも会計事務所
の先生方にぜひ知っていただきたいソリューションを厳選してご紹介します。

【今月のソリューション】「ACELINK NX-Pro」クラウドサービス②

図1 MJSのクラウド対応サービス



出先でも事務所と同様に作業可

MJSが提供する、会計事務所向けのシステム「ACELINK NX-Pro」は、クラウド対応サービスを拡充しています。2回目となる今回は、「外出支援クラウド」の機能をご紹介します。

まずは「遠隔リモート操作」です。外出先でパソコンやタブレット端末、スマートフォンなどを使って事務所のパソコンを遠隔操作できる、「iCompassリモートPC2」というクラウドサービスがあります。これを活用することで、出張先や訪問先などインターネットにつながる環境があれば、いつでもどこでも事務所にいるような感覚で仕事ができます。

次に「SOHO※対応」をご紹介します。オフラインモジュ

ールというオプション機能をご契約いただくと、「ACELINK NX-Pro」の全ての機能を、外出先でも使用することができます。

必要なデータはインターネットに接続し、データセンター経由で事務所にあるデータをダウンロード・アップロードできます。これにより在宅での勤務がしやすくなり、外出先で顧問先のデータが急に必要になった場合でも、安心して業務を行うことが可能になります。

日報入力の負担を軽減

また、「スケジュール管理」も便利です。「ACELINK NX-Pro」のスケジュール機能と「Googleカレンダー」を連携させることで、外出先や自宅などからでもスケジュールを参

図2 遠隔リモート操作

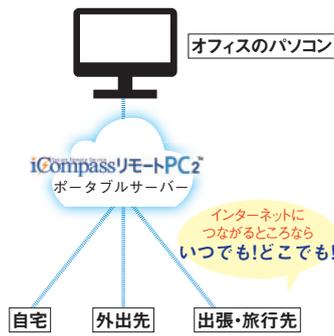


図3 SOHO対応

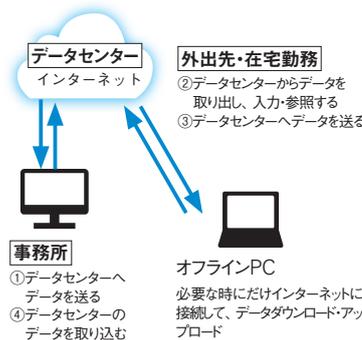


図4 スケジュール管理

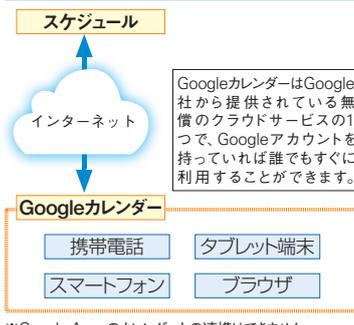
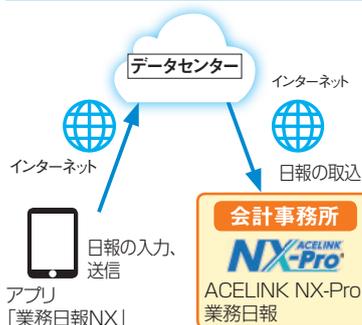


図5 日報報告支援



照・入力できるようになります。所長が外出していても所内で職員が「ACELINK NX-Pro」にスケジュールを入力すると、それが「Googleカレンダー」にも反映されるので、所長は外出先で新たな予定が入ったことをすぐに確認できます。

最後に、「日報報告支援」をご紹介します。業務日報は、所内の情報共有であったり、顧問先別の対応履歴やコスト管理など重要な情報として活用するこ

とができます。MJSが提供しているスマートフォン用のアプリケーション「業務日報NX」をダウンロードしていただくと、職員の皆さんは外出先や移動中にインターネットに接続して日報を入力したり、在宅勤務の方も自宅で入力したりと、日報をつける負担を軽減することができます。

業務を効率化したり負担を軽減する各種サービスを、目的に合わせてぜひご利用ください。

※企業に属さない個人事業主などが情報通信ネットワークや情報通信機器を活用し、自宅や小規模な事務所で作業をするスタイル

今話題の「家族信託」その仕組みと注意点①

従来の制度では実現できなかった自由な財産管理や遺産相続を可能にすることから、相続に「民事信託」を活用するスキームが注目度を高めています。中でも家族や親族を受託者とするものを「家族信託」と言い、本特集ではこれがメインテーマになります。それでは家族信託の概要、主なスキーム、他士業と連携する際のポイントなどを2回にわたって紹介します。



かわい やすひろ 氏
河合 保弘

MJS税経システム研究所客員講師

司法書士法人ソレイユ(本店:東京都千代田区)代表司法書士。一般社団法人家族信託普及協会顧問。企業再建・承継コンサルタント協同組合理事。中小企業経営再建紛争解決センター(企業再建ADR)センター長。中小企業総務部、医療法人理事などを経て1993年に司法書士試験合格。信託法や会社法、一般法人法など、大改正された新しい法律を駆使して、依頼者である企業や個人の願いや想いをかなえることを専門としている。来年3月に満60歳を迎えるのを機に「隠居」する予定。著書に「家族信託活用マニュアル」(日本法令)他多数。

「家族信託」という言葉を聞くことが増えてきました。特に最近では、専門家の世界ではなく、むしろ一般人の間でこの言葉が普及し始めており、間もなく日常的にマスコミをにぎわせることにもなるかと思えます。

また一方、一般の経済雑誌等が、競うように「相続問題」「認知症問題」「事業承継」、そして「空き家問題」を特集するようになってきたことも注目されます。実は、家族信託はそれら雑誌が特集する諸問題の全てに関係するツールなのです。家族信託を活用すれば、従来の方法を不可能だったことの多くを解決に導けると社会が気付き始めているのでしょうか。

翻って、法律家や会計人の世界で、家族信託がどの程度理解

されているかと申せば、現時点では実際にそれを的確に取り扱える専門家は極めて少なく、あまり研究も進んでいないというのが現状です。それは、10年前に信託法が大きく改正されて、信託の概念自体が変わっているのに、まだ専門家の多くが気付いていないことに原因があるのではないかと思えます。

そこで本稿では、まだ専門家の間でも周知されていない家族信託について、その仕組みと注点を、2回に分けてご紹介します。

「信託」とは？

家族信託という用語は法律の条文等に直接的に出てくるものではなく^{※1}、かつこの用語自体は一般社団法人家族信託普及協

会が商標登録しているものですが、本稿では同協会の許諾を得て「家族信託」という用語を使いますが、その使用に関しては十分ご注意ください。

最初に、ここで言う家族信託は、信託銀行や信託会社が金融商品として取り扱っている「商事信託」とは本質的に異なり、ということを確認しておきたいと思えます。もちろん商事信託も、

信託としては同じ仕組みではありますが、ここでは家族間や中小企業間において、投資運用等の金融目的以外で、かつ非営利で行われる信託を家族信託と称し、解説では家族信託または単に信託として表示しますので、

ご了承ください。

信託とは、一言で表現するならば「民法に依らず、信託法でも

って行う財産管理・財産承継の手法」です。逆に申せば、我が国では当事者が特に契約などをしていなければ、その人や会社の財産に関しては、無条件に民法の規定に従うこととなります。すなわち、人が認知症等になって判断能力を失ってしまったら成年後見制度に服し、死亡すれば相続制度に服することになるのです。しかし、近年では成年後

見制度や相続制度が不備であったり、時代遅れであったりする部分が目立ってきており、特に財産を所有する当事者の意思が生かされず、法律が勝手に画一的な決定をしてしまうことに対する不満をよく耳にします。信託は、民法における「所有権」を、「財産権(信託受益権」と言います)」と「名義」とに

分離することにより、その真髓があります。すなわち、信託を行うことによって、その財産は民法の世界から信託法の世界に移動します。以後は民法ではなく信託法の規定に従って管理や承継がなされることになるのです。

また信託は、財産所有者が自らの意思でもって契約などの行為をして成立するものから、意に沿わない管理や承継がなされることを回避できるばかりか、民法の世界ではなし得なかった合理的かつ戦略的な仕組みを作り出すことも可能となります。ただし、前記のように専門家の中には改正された信託法を十分に理解できず、従前の古い考え方で信託を捉えている方も多いため、本稿での説明とは異なる

考え方もあるということ、一応ご了承ください。

信託の構造

図1をご覧ください。ここでは、民法の世界における所有権を「箱の中に入ったケーキ」に例えています。そして民法の世界では、このケーキと箱は一体化しており、分離することができません。そのため、箱に名前

が書かれている人が中身のケーキの所有者でもあるということになり、その人が認知症等になれば財産は成年後見人の管理下に移り、死亡すれば法定相続人に機械的に相続されるという結果になってしまいます。

そこで、所有者が元氣な間に「信託行為（信託契約以外にも遺言信託や自己信託という信託設定方法がありますので、その総称として信託行為という用語を使います）」を行い、所有権という不便な権利を、信託受益権という扱いやすい権利に変換し、かつ名義を別の人に変更するということになります。参考までに、信託によって生じた名義の変更に関しては、財産権の移動を伴いませんので、所得税や法

人税、あるいは不動産取得税などの「所有権移転」を根拠とする課税は一切生じません。

箱から取り出されたケーキは、いわば義務を伴わない純粹な権利で、空になった箱は、いわば財産を管理する義務です。ここで言うAさんが認知症になって成年後見人が付けられたとしても、財産の管理は名義人であるBさんが行うことになり、もともと信託行為で指定した通りの柔軟な財産管理が継続できます。そしてさらに、Aさんが死亡した場合、信託受益権は民法上の権利ではありませんから、信託法に基づく信託行為で指定された通りに次の受益者に移動することになり、これは相続とは全く別の概念による財産権の移動という考え方になります。

向きもあるかも知れませんが、実際に「生命保険契約に基づく死亡保険金は、相続財産ではなく保険金受取人の固有の財産である」とした最高裁判所判例が存在し、かつ相続税法も死亡保険金を「みなし相続財産」として扱っていますので、信託法自体に関する裁判例はまだないといえ、おそらく保険法と同様の位置付けにある信託法の世界でも同じ結果とされるのではないかと考えられます。

こういった信託特有の作用を利用するのが、今回ご紹介する家族信託ということですが、

信託の持つさまざまな機能

図2に、信託が持つ各種機能を示していますが、これらを活用することで、実にさまざまな仕組みを作り出すことが可能になります。

まず複数の委託者が一人の受託者に財産を信託することによって実現する「名義集約機能」があります。

民法の世界で財産の名義を変更するためには所有権移転が前提であり、それは売買・贈与・

図1 信託の考え方(性状変換説)

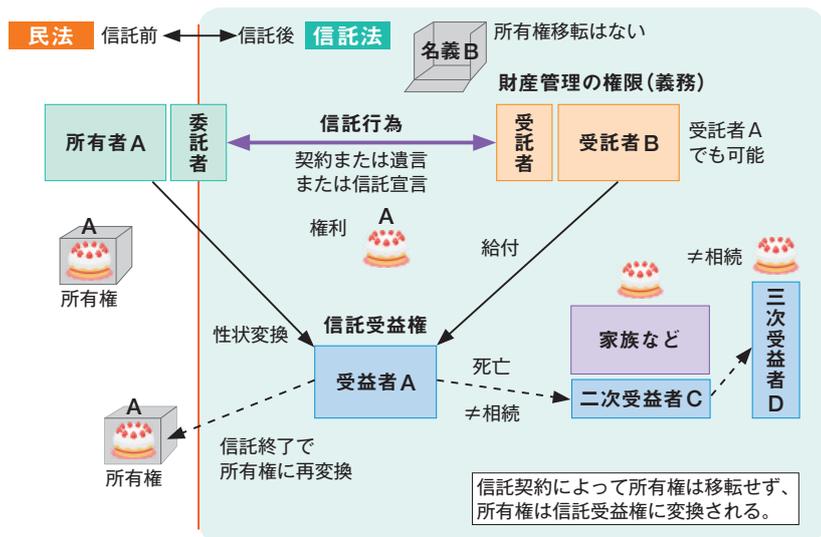
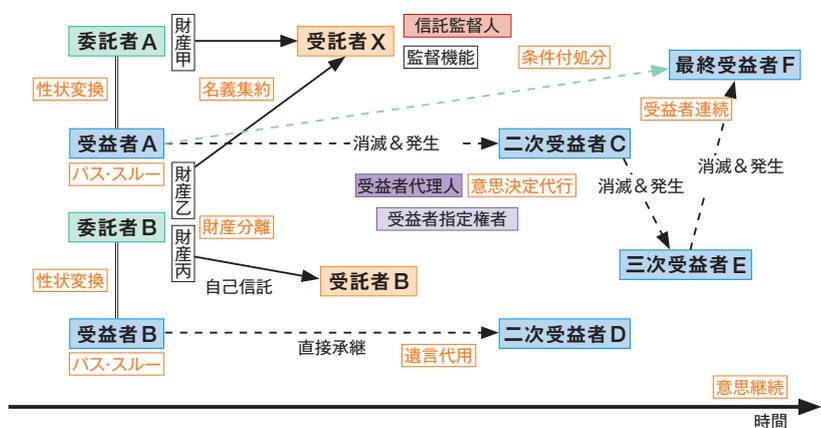
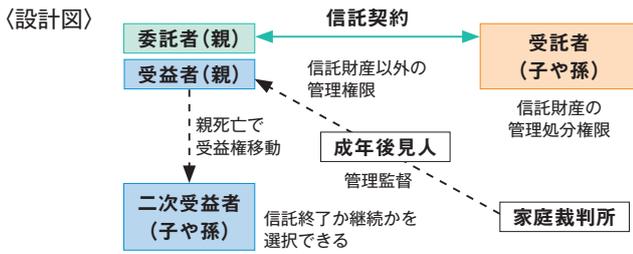


図2 信託の各種機能



※1 条文等に出てくるのは「民事信託」。家族信託はその中に含まれる

図3 認知症 & 空き家対策信託



必要に応じ予備受託者、受益者代理人、信託監督人、受益者指定権者、指図権者等々を追加的に設定する。

相続のいずれかでしか実現できません。信託法の世界では財産権の移転なしに名義のみの変更が可能となりますので、共有にしたり分散した権利を、このように容易に集約することができるとのことです。

次に信託の特徴が顕著に出てくる例として、最初の信託行為で定めておくことによって、次の世代ばかりではなく、その何代も先の受益権の承継者まで事前に決めておくことができる「受益者連続機能」があります。

民法の世界には遺言という制

度がありますが、これは財産所有者の次の世代の承継者を決めておくことまでしかできず、かつ遺留分という旧態依然とした制度に対抗することができないため、必ずしも財産所有者の意思が全て実現するものではありませんでした。これを信託法はクリアしており、ここでも「信託は相続ではない」という特徴が生かされているのです。この機能を活用すれば、先祖代々からの財産を直系に承継させる「家督承継」や、中小企業の株式を後継者にのみ承継させる「事業承継」の設計を自由に描くことができます。

さらに信託には、「意思決定代行機能」というものがあり、当初の財産所有者が判断能力を喪失した後でも、あらかじめ信託行為でもって「受益者代理人^{※2}」や「指図権者^{※3}」などを定めておくと、柔軟な意思決定や信託契約の変更などが可能です。さらに「受益者指定権者^{※4}」を定めておくと、受益者の死亡後に次の受益者を決めた

り変更したりできるという、民法の世界では考えられないような仕組みを作ることができます。また、自らで自らの財産を取り分けて信託財産にしたりしなかったりや決定できる「財産分離機能」というものもあり、「自己信託」という一人で委託者と受託者を兼務できる非常に便利な仕組みも使うことができます。

信託の活用例1…認知症 & 空き家対策 (図3)

最近、空き家問題が各所で取り上げられていますが、あまり抜本的な対策について言及している例はないようです。特に、空き家の所有者が高齢化して、認知症等になった場合には、成年後見人に空き家の処分が任ざられてしましますが、成年後見人を監督する家庭裁判所が売却許可を出さないために、結局は所有者が死亡して相続になるまで手が付けられないといったケースもあります。また、相続人が空き家を欲しくないので相続放棄する、あるいは相続しても管理を放棄するといったことも耳にします。

実はこれらの問題に対しても、信託を活用すれば、かなり進ん

だ対策が可能となります。空き家に限らず認知症対策一般として、財産の処分権限を成年後見人に任せるのではなく、所有者が元気な間に信託行為でもって家族などを受託者としておくことによって、信託財産に關しての処分は受託者の判断で行えるようになります。例えば実家に居住している親(委託者)が認知症等になって福祉施設に入所するなどのタイミングを見計らって、子や孫(受託者)が不動産の売買契約を行い、入所資金の確保をすることなどが考えられます。

ここで注意しなければならぬのが、受託者が信託財産である不動産を売却した場合、それをもって信託が終了したり、売却代金が受託者のものになったりするのでなく、単に不動産信託が金銭信託に変わるだけに過ぎないということです。さらに、必要に応じて受益者代理人や「信託監督人^{※5}」などを付けておけば、信託開始後の非常事態などにも柔軟に対応できるようになります。

相続の際に特に遺言もなく、遺産分割協議もしないで、漫然と法定相続にしてしまい、その結果として一つの不動産が複数の相続人の共有状態になっているケースや、中小企業の株式が法定相続によって経営者である人以外の親族に分散しているケースがよく見られます。いずれも、特に何も問題が発生していない間は誰も気付くことなく過ぎてゆき、いざ何か問題が発生したときに大変な事態に陥るものなのです。

例えば不動産が共有状態であれば、その不動産を売却するには共有者全員の合意と手続きへの参加がなければ法的に実現できません。その際に共有者の一人が認知症等であれば成年後見人に権限が移っており、家庭裁判所の許可なく契約はできませんし、さらに共有者の一人が行方不明や死亡して相続人の居場所が分からないなどのケースではもうお手上げで、大切な財産は半永久的に「塩漬け」になっ

た対策が可能となります。空き家に限らず認知症対策一般として、財産の処分権限を成年後見人に任せるのではなく、所有者が元気な間に信託行為でもって家族などを受託者としておくことによって、信託財産に關しての処分は受託者の判断で行えるようになります。例えば実家に居住している親(委託者)が認知症等になって福祉施設に入所するなどのタイミングを見計らって、子や孫(受託者)が不動産の売買契約を行い、入所資金の確保をすることなどが考えられます。

ここで注意しなければならぬのが、受託者が信託財産である不動産を売却した場合、それをもって信託が終了したり、売却代金が受託者のものになったりするのでなく、単に不動産信託が金銭信託に変わるだけに過ぎないということです。さらに、必要に応じて受益者代理人や「信託監督人^{※5}」などを付けておけば、信託開始後の非常事態などにも柔軟に対応できるようになります。

た対策が可能となります。空き家に限らず認知症対策一般として、財産の処分権限を成年後見人に任せるのではなく、所有者が元気な間に信託行為でもって家族などを受託者としておくことによって、信託財産に關しての処分は受託者の判断で行えるようになります。例えば実家に居住している親(委託者)が認知症等になって福祉施設に入所するなどのタイミングを見計らって、子や孫(受託者)が不動産の売買契約を行い、入所資金の確保をすることなどが考えられます。

ここで注意しなければならぬのが、受託者が信託財産である不動産を売却した場合、それをもって信託が終了したり、売却代金が受託者のものになったりするのでなく、単に不動産信託が金銭信託に変わるだけに過ぎないということです。さらに、必要に応じて受益者代理人や「信託監督人^{※5}」などを付けておけば、信託開始後の非常事態などにも柔軟に対応できるようになります。

た対策が可能となります。空き家に限らず認知症対策一般として、財産の処分権限を成年後見人に任せるのではなく、所有者が元気な間に信託行為でもって家族などを受託者としておくことによって、信託財産に關しての処分は受託者の判断で行えるようになります。例えば実家に居住している親(委託者)が認知症等になって福祉施設に入所するなどのタイミングを見計らって、子や孫(受託者)が不動産の売買契約を行い、入所資金の確保をすることなどが考えられます。

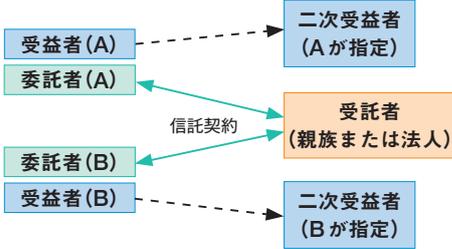
ここで注意しなければならぬのが、受託者が信託財産である不動産を売却した場合、それをもって信託が終了したり、売却代金が受託者のものになったりするのでなく、単に不動産信託が金銭信託に変わるだけに過ぎないということです。さらに、必要に応じて受益者代理人や「信託監督人^{※5}」などを付けておけば、信託開始後の非常事態などにも柔軟に対応できるようになります。

た対策が可能となります。空き家に限らず認知症対策一般として、財産の処分権限を成年後見人に任せるのではなく、所有者が元気な間に信託行為でもって家族などを受託者としておくことによって、信託財産に關しての処分は受託者の判断で行えるようになります。例えば実家に居住している親(委託者)が認知症等になって福祉施設に入所するなどのタイミングを見計らって、子や孫(受託者)が不動産の売買契約を行い、入所資金の確保をすることなどが考えられます。

ここで注意しなければならぬのが、受託者が信託財産である不動産を売却した場合、それをもって信託が終了したり、売却代金が受託者のものになったりするのでなく、単に不動産信託が金銭信託に変わるだけに過ぎないということです。さらに、必要に応じて受益者代理人や「信託監督人^{※5}」などを付けておけば、信託開始後の非常事態などにも柔軟に対応できるようになります。

図4 共有物 & 権利分散対策信託

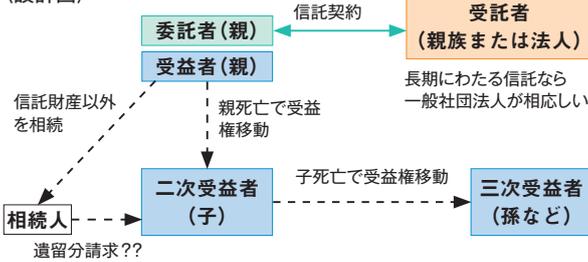
(設計図)



必要に応じ各自についての三次受益者などを設定できるが、財産自体の名義はずっと受託者のままで変わることはない。

図5 家督承継 & 遺留分対策信託

(設計図)



三次受益者以降も何代でも受益者を指定することが可能。

- ※2 受益者の利益を守るため、受益者に代わって権利を行使する権限を持つ者
- ※3 信託財産の管理または処分の方法について、受託者に対し指示する権限を持つ者
- ※4 委託者兼当初受益者の死亡後、本人の遺志に鑑み次の受益者を決める権限を持つ者
- ※5 信託が契約内容の通りに履行されているかを監督する権限を持つ者

例えば、信託した財産

す。そこで「民法に依らない財産承継」であり、かつ「受益者連続機能」を持つ信託の出番となるのである。簡単に言ってしまう

その代わりにその人物が死亡したならば、その次の三次受益者を長男の系列の孫などに戻すような契約をしておくことで実現します。一見すると、一度手にした受益権を他の人に取られる契約には違和感があるかも知れませんが、これは信託法第91条という条文で正式に認められている仕組みですから、全く違法性はありません。あとはいわゆる「民法vs信託法」という根本的な原理の戦いとなるのではないかと考えます。しかし、少なくとも遺言では絶対に太刀打ちできない遺留分減殺請求に対して信託なら十分に戦えるということと、仮に受益権が一時は他者に渡ったとしても、信託自体が無効にならない限りは、信託財産の名義は受託者のままということです。実害が少なくなるという部分については間違いないところですから、信託を利用する価値はあると考えます。

現在の我が国の法律の建前では「家制度」は廃止されていることになっており、親の財産を

が自らの意思で遺言書を書いて

血族に承継させたいとか、自ら

対抗型とは最初から「あげた

事業承継などに活用できる信託について解説する予定です。

信託の活用例3... 家督承継 & 遺留分対策 (図5)

特に受託者を一般社団法人などの法人としておけば、受託者死亡のリスクも回避でき、完璧な対策となるでしょう。

てしまいます。そんな危機を回避するために、共有者全員が元気な間に信託契約を行って、財産の名義を一本化しておけば、特に課税などをされることもありません。

当然のことですが、子が複数いる場合には、程度の差こそあれ、親孝行者も親不孝者も存在するでしょうし、親自身にとつても、それは人間の感情ですから致し方ないことでしょう。ところが、民法では本当に機械的に親の財産は法定相続人に分配されてしまいますし、さらに親

さらには現行民法では「家督相続」を認めておらず、先にも示したように、親の財産は子の代までは遺言で指定できたとしても、孫の代までの指定は無効となってしまう。しかし、現実の社会の中では、例えば先祖

信託には「給付型」と「対抗型」の二種類が考えられています。

その代わりには民法の規定が及ばないと考えられますので、法定相続も遺留分も一切考慮しないで、財産所有者の思いのままに信託受益権を次世代に承継させるような信託契約を作成すれば済むことではあります。しかし何分にも新しい制度でまだ裁判例がないため、確定的なことは申せませんし、おそらく実際には信託契約の内容に不満を持つ一部の相続人が裁判所に訴えてくる可能性はあると思います。

宗玄酒造株式会社

我が事務所の 顧問先紹介

能登杜氏の発祥の蔵として知られ、1768年の創業以来、一貫して上質な酒造りに取り組んできた宗玄酒造(株)。近年では蔵の裏手にあるトンネルを使った新規事業にも取り組む注目を集めています。そこで、同社の歴史と取り組みについて、税理士法人中山会計の小嶋純一先生が徳力 暁社長にインタビューしました。

地域が支えた伝統の酒蔵

小嶋純一先生(以下、敬称略)

まずは御社の沿革について伺いたいと思います。

徳力 暁代表取締役(以下、敬称略) 当蔵の創業者である初代・忠五郎は、かつて七尾城主を務めた畠山義春の一族であり、上杉謙信の城攻めに遭って珠洲



(左から)徳力 暁社長、小嶋 純一先生

に逃れ、宗玄と改姓したとされています。そして、初代・宗玄

忠五郎が1768年に酒造りを始め、1844年には4代目・

宗玄忠五郎が伊丹の酒造家のもとで秘伝を習得し、1847年

に現在も当蔵で造り続けている「清酒宗玄剣山」という銘柄を生

み出しました。当時、北陸で清酒を造っている蔵は少なく、た

ちまち宗玄酒造の酒は人気を博すようになったそうで、地域

外にも販路は拡大し、目の前にある恋路海岸の付近から船で清

酒を出荷していたといわれています。

小嶋 どのような経緯で株式会社となったのでしょうか。

徳力 日清戦争と日露戦争によって酒税が高騰し、宗玄家だけ

では酒造りをまかなえなくなってきたのがきっかけです。その際に

地元の人たちが出資して宗玄酒造(株)を設立することになり、

酒造りを続けることができたのです。設立時(1907年)こ

そ5代目・宗玄忠五郎が社長に就任しましたが、その後は同族

経営というスタイルをとらず、株主たちが話し合いながらその

時々々の経営者を決めてきました。**小嶋** まさに長い歴史を有する

宗玄酒造ですが、酒の味は変化しているのでしょうか。

徳力 酒の味については、代々の経営者や杜氏たちが飲み手の

ライフスタイルの変化に合わせて変えてきました。昔は肉休労

働が多く、味が濃いものが好んで食されていたので、酒も当然、

濃厚な味わいのものでしたが、今では他地域同様、デスクワー

クの人が増えましたし、食生活も多様化しています。そのため、

近年では米の風味が強い本醸造や純米酒はもちろん、鑑評会でも

高く評価されるような香り高い吟醸酒まで、さまざまなラインアップの酒造りを展開してい

ます。**小嶋** いまや多くの蔵がそのような方針を掲げていますが、御

社はいち早くそういった方向に舵を切ったようですね。

徳力 バブル以降は純米吟醸が主流になるはずという予測を立て、1998年には大規模な投資に踏み切り、最新設備を導入

した吟醸専用の工場を立ち上げました。とりわけ近年はこの新



宗玄酒造の外観

しい蔵での酒造りが評判で、全国新酒鑑評会で合計15回、金賞を受賞することができています。

小嶋 「若者の日本酒離れ」などが取り沙汰されることが増え

てきましたが、そのあたりについてはどのようにお考えですか。

徳力 地元では依然として昔ながらの普通酒が圧倒的に売れていますが、高齢化に伴い、徐々



宗玄酒造のラインアップ



隧道蔵の内部。左に積まれているのがオーナーが貯蔵している酒



奥のとトロッコ鉄道

にそのシェアも減少傾向にあります。そういう意味では吟醸酒などにますます力を入れていくというのが正攻法なのでしょうが、私としては米の風味が強い普通酒や純米酒の魅力もきちんと発信し、日本酒の多様性を楽しんでほしいと考えています。

小嶋 そのためにはどのようなことが必要でしょうか。

「**徳力** 和食とともに日本酒を味わうことの素晴らしさ、おいしさを改めて伝えることが重要だと思います。例えば海外では和食ブームが巻き起こっていますが、実際に和食レストランを営んでいる人の多くが日本人ではなく、きちんとした形で日本酒を提供できていないような印象を受けています。だからこそ、これからは私たちも積極的に問屋やバイヤーと連携し、和食と日本酒の正しい楽しみ方や合わせ方を伝え、販路を拡大していく必要があると感じています。」

トンネルを活用した新規事業

小嶋 そういった取り組みを展開する一方、2005年に廃線となった「のと鉄道能登線」のトンネルを有効活用するというユニークな試みも実践していますね。

2011年からこのトンネルを「**隧道蔵**」(清酒貯蔵庫)として活用することにしました。トンネル内の気温は12℃程度で安定していて、この中で酒を半年ほど寝かすと風味が格段に良くなることが分かったからです。現在は自社の酒の一部を貯蔵して「**隧道蔵シリーズ**」として販売しています。また、この素晴らしい空間をお客様にも活用していただくということでも、2013年4月からはトンネル貯蔵の日本酒を専用棚でリザーブできる**隧道蔵オーナー制度**も実施しています。

徳力 2012年に恋路観光協会などと一緒に「のと線遺産活用倶楽部」を立ち上げ、旧能登線の旧宗玄トンネルから旧恋路駅までの約270mの区画を「奥のとトロッコ鉄道」として整備し、2013年から観光トロッコとして活用しています。トロッコ(愛称は「のトロ」)は電動補助付きの足漕ぎ式で、料金は大人500円、小学生以下は300円です(営業時間は9時~17時、要予約)。トロッコを漕ぎながら恋路海岸の美しい眺望を楽しめるとあって、鉄道ファンはもちろん、幅広い年齢層の皆さんに楽しんでもらっています。

小嶋 着実にファンが増えてきているようですね。

徳力 少しずつリーダーの数は増えてきており、最近では年間4000人以上のお客様がトロッコを利用してくださいます。この取り組みを通じて、この地域に鉄道があったことを一人でも多くの人に知っておいてもらいたいと思います。

徳力社長について

宗玄酒造(株)は創業240年余りの老舗であり、「一客再来」をモットーにお客様に喜んでいただけるお酒を提供し続けています。営業の方も事務員の方も自社の酒に自信を持っており、最近では地元の方だけでなく、県外のお客様も増えてきています。年に2度ほど弊社のスタッフにも購入してもらおう機会がありますが、とても好評です。また、2カ月に一度、監査のためにご訪問させていただいていますが、社長をはじめとして皆さんとても気さくに対応してくださいます。最近では地域活性化にも取り組んでいるので、これからも奥能登の活性化に貢献して下さることを期待しています。(小嶋先生)

税理士法人 中山会計

所長 中山 雅人
所在地 石川県金沢市有松
2-9-18
Tel. 076-243-5233

宗玄酒造株式会社

代表者 徳力 暁
設立 1907年
資本金 1260万円
事業内容 清酒製造・卸・販売、
全酒類・飲料水販売
所在地 石川県珠洲市宝立町
宗玄24-22
Tel. 0768-84-1314
http://www.sougen-shuzou.com

多様な味が楽しめる「福井の食」

自然や地形が変化に富む福井県は、豊かな海と山の幸に恵まれ、ユネスコ無形文化遺産に認定された「和食」のふるさととも言われています。そして、伝統の味を伝える郷土料理、行事料理に加え、新たな「当地料理やソウルフードも続々と登場しています。そこで、「福井の食」の魅力について福井県観光営業部ブランド営業課に聞きました。

インタビュー

福井県観光営業部ブランド営業課

福井を代表する海の幸
「越前がに」と「へしこ」

福井県は若狭湾と越前海岸に面し、地域的には福井市、鯖江市、越前市などを擁する嶺北と、敦賀市、小浜市などを擁する嶺南に分かれています。いずれの地域においても食材が豊富で、ユニークな食文化が育まれてきました。

そんな福井の食の代表選手といえば、「越前がに」でしょう。11月から3月までのほぼ5カ月間の冬の味覚として、全国的に絶大な人気を誇っています。そもそも、越前がに

とは、福井県沖で水揚げされる雄のズワイガニの地域呼称ブランドですが、県では一昨年から重さ1・3kg以上の条件を満たすものを「極（きわみ）」に認定し、最上級の越前がにとし

て出荷しています。越前漁港の昨年末の初競りでは1匹37万円の高値がついたほどの超高級品です。また、県内では「せいこがに」とよばれる雌の越前がにも人気です。

福井県を代表するもう一つの高産物といえば「へしこ」でしょう。塩で下漬けた鯖を糠漬けにした発酵食品で、本来は漁に出られない冬の間に食べる保

存食でした。1年がかりで糠漬けにしたへしこは、糠を落とし軽くあぶり、薄く切ってごはんのせたり、お茶漬けにしたりして食されます。

鯖といえば「鯖街道」という

ものがあるのをご存じでしょうか。鯖の産地である小浜と大消費地である京都を結んだ18里（約71km）の街道（若狭街道）のことであり、18世紀後半から鯖をはじめ、日本海の海の幸を京都まで運んだとされています。早朝のうちに鯖にひと塩し、小浜を出て、一昼夜かけて京都に到着する頃にはちょうど良い塩加減になっていたとい

ます。この鯖もそうですが、一夜干しの若狭かれい、若狭ぐじなども京に運ばれ、珍重されたそうです。ちなみに、現代の小浜では焼き鯖が有名で、福井県産のコシヒカリと焼き鯖で作っ

た「焼き鯖寿司」が絶大な人気を集めています。

永平寺と報恩講の精進料理

鎌倉時代に道元禅師によって

開かれた曹洞宗大本山「永平寺」では、修行僧は魚介類や肉類を用いず、穀物や野菜で作った「精進料理」を食べています。禅宗では料理を作ること食べすることも修行の一環と捉えています。そのため、永平寺の精進料理では野菜を皮ごと使うほか、たくあんなどの加工品を自分たちで作ります。例えば、胡麻豆腐の場合、胡麻を丁寧炒つてすり鉢でよくすり、葛と昆布、干しシイタケのだしをあわせて練り上げるとい

根気のいる作業が必要になりますが、これもまた修行として心を込めて行われているそうです。

770年以上の歴史を誇る永

平寺の精進料理は「食」をテーマとした2015年のミラノ国際博覧会（ミラノ万博）の日本館で紹介し、大きな話題を呼びました。「和食」の世界的なブームとともに、精進料理というヘルシーで食を大切にす

る日本の文化に多くの来場者が興味を持ち、味わい、共感してくれたでしょう。永平寺では予約をすれば「中食」と呼ばれる昼食をいただくことができますので、ぜひその感動を味わってみてください。

また、報恩講（地元では「ほんこさん」と呼ぶ）という仏事も食と密接に関わっています。これは浄土真宗の開祖・親鸞聖人の遺徳をしのび、その命日に僧侶が読経と法話を行うというものですが、その日の昼食には

「お斎（おとき）」といって、一汁三菜を基本に里芋の茎の酢の



永平寺門前の精進料理



越前がに



ソースカツ丼



へしこ



越前おろしそば



焼き鯖寿司

物、油揚げと大根の煮物、こんにゃくの白あえ、小豆の料理など、地元の野菜を使った精進料理が出されるのです。このときに必ず使われる食材の一つが「油揚げ」です。福井の油揚げはいわゆる厚揚げのことで、中がフワフワして味が染み込みや

すくなっています。ちなみに、福井県民は普通の揚げのことを薄揚げと呼んでいます。精進料理や報恩講料理でなくとも、油揚げは福井県民の食卓にはほとんど毎日といっても過言ではないほど登場します。スーパーなどの売り場スペースも広

く、たくさんの種類の油揚げが売られています。もちろん、家庭だけでなく、給食でも、居酒屋でも、食堂でも、油揚げは定番メニューの一つです。いつでも、どこでも油揚げを食べる福井人の油揚げ・がんもどきの年間購入金額は5673

円(2017年速報値)と、1963年から54年連続で全国1位をキープしています。
県民が愛してやまないソウルフード

ればどこでも食べることができるので、ぜひとも賞味してほしいと思います。なお、福井県はそばの生産量が全国5位のそばどころでもあり、石うすでひいたそばの風味は格別です。

福井県でカツ丼を注文すると「ソースカツ丼」が出てきます。いまや全国的に専門店やチェーン店などが展開しているのではありませんか。ちなみに、福井で県外でいうところの普通のカツ丼を頼むときは「卵とじカツ丼」と注文しなければなりません。

「ボルガライス」も人気のご当地グルメの一つです。武生市(現・越前市武生地区)で40年近く前に登場したもので、オムライスの上にカツをのせ、ソースをかけた洋食メニューなのです。名前の由来は定かではありません。

ゆでたそばの上に辛めの大根おろしとかつお節、刻みねぎをのせ、冷たいつゆをかけた「越前おろしそば」もやみつきになること間違いなしのご当地グルメです。福井のそば屋さんであ

このほかにも、若狭牛や県内34の蔵が醸す地酒など、福井の食はまだまだまだあります。こうした福井の豊かな食文化をインパクトで誘致に活用していくため、「和食の福井」をアピールするホームページを作成し、その多言語化に取り組んでいる他、誘客リーフレットやビデオ制作、さらには県内5カ所の協力店舗で和食を自分で作って食べてもらうといった体験メニューを用意しています。また、この3月には幕張メッセ(千葉県千葉市)で開催された国際食品・飲料展「FOODEX JAPAN 2017」に出展し、「ZEN」をテーマに精進料理などをアピールしました。世界的に和食への関心はますます高まりつつあるので、これからも全力でPRに努め、福井の食のファンを増やしていきたいと思っています。

ミロク会計人会ホームページにて
統一研修会の基調講演、各分科会の動画を配信開始

成功裏に終えた昨年11月の「全国統一研修会 四国大会 in 松山」。本大会の基調講演、ならびに各分科会の内容を音声と当日の写真を中心に編集した動画を、このたび会員限定でミロク会計人会ホームページに公開しました。

動画の格納場所は、サイト内の「会計人会オピニオン」および「会員の部屋」の中になります。前者では左のメニュー欄から、「コンテンツから探す」内の「視聴コンテンツ」か「動画」をクリック、もしくは「製作者から探す」内の「事務局」をクリックすると各動画が表示されます。

後者では「会員の部屋」内の「会員向け情報」をクリックすると各動画が表示されます。



動画の格納先の一つ「会計人会オピニオン」内では、「視聴コンテンツ」もしくは「動画」をクリック



「会員の部屋」内では、「会員向け情報」をクリック

基調講演は、カリフォルニア大学サンタバーバラ校 材料物性工学科 教授であり、青色発光ダイオードの発明でノーベル賞を受賞された中村修二氏が講師を務めました。また、

第1分科会は、ミロク会計人会連合会・研修委員会の企画・運営のもと、(株)実務経営サービス 代表取締役の中井誠氏が、第2分科会は、徳武産業(株) 代表取締役会長の十河孝男氏が、第3分科会は、松山市立子規記念博物館 館長の竹田美喜氏が講師を務めました。

参加された方は聴講した以外の分科会などを、参加できなかった方は当日の内容をあますことなくご覧ください。なお、各動画の公開は本年10月末までとなっております。

「ACELINK NX-Pro」追加機能一覧を更新

システム開発委員会では、単位会ごとにMJSシステムに関する会員からの要望や意見を収集し、システム改善について検討・提案しています。改善提案が反映された「ACELINK NX-Pro」の追加機能一覧をミロク会計人会ホームページの「会員の部屋」に掲載しましたので、ご紹介いたします。本内容はTVSホームページからも閲覧できます。システムサポートのソフトウェア運用情報を選択し、分類「追加機能一覧」を検索してください。

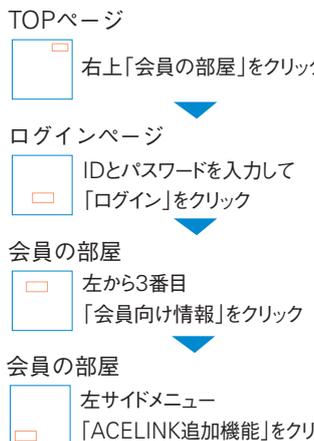
今回掲載された機能の一部をご紹介します。

● 会計大将

・金融機関（銀行、クレジットカード）のWebサイトから取引明細を取得し、取得した明細より仕訳を作成する機能に対応しました。

また、領収書やレシート上の画像を読み取り、日付と金額を取得して仕訳を作成する機能に対応しました。作成された仕訳には、読み取った領収書やレシートの画像が添付されるため、仕訳表示で参照することができ

追加機能一覧の閲覧方法



● 顧問先ナビ

顧問先ナビから業務日報や顧問先情報などの各処理へ、ドリルダウンできるようにしました。顧問先ナビで各種情報を閲覧しながら、追加・修正がしやすくなります。



「私の健康法」

北陸ミロク会計人会

福井県福井市

渡辺 雅之



この胡桃トッピングサラダにかけるドレッシングを選定中です

歌手であり、私（48歳）と同じ年がかっこよく年を重ねている芸能人に福山雅治氏がいる。その彼があるテレビ番組で、自分は逆流性食道炎で辛いものは控えていること、お酒を飲みたいので胃に良いキャベツを毎日食べていることを明かしていた。それを見ていた私は、自分も逆流性食道炎であることで何か共通意識が芽生え、なぜか食事に生野菜を必ず加えることに決め、それも生野菜をまず全

部食べてから、残りの食材に手をつけることにしたのである。もちろん、自宅でのことだが。生野菜を毎日といっても、最近は洗ったり切ったりといった手間暇は要らず、コンビニやスーパーで封を開けるだけで食べられるカット生野菜セットが売られているから、準備する側も苦はない。ふと始めたことだが、結構続いている。自宅以外でも、仕事の関係で弁当をいただいたとき、おかずの中でまず野菜系から手をつける、外食ではサラダを必ず注文する、などである。

昔から野菜が体にいいことは分かっていたが、なかなか肉、魚といったものに負けてしまっていた。野菜はいいものだという単純な発想と福山雅治氏への憧れで始めたことだが、調

べてみると「ベジファースト」と言っても、食物繊維から消化していくことで血糖値が上がりやすく、脂肪の吸収が抑えられるとか、野菜に含まれる豊富な食物繊維をよく噛むことで満腹感が得られるといった以前からある健康法のようだ。さらに最近では、サラダの上に胡桃を数個トッピングしている。胡桃は食べ過ぎ禁物だが、適量ならば血液サラサラ、高血圧解消、肥満改善、がん予防、認知症予防などなど、我々の年代にはありがたい数多くの効果があると言われている。

この胡桃トッピングサラダをそのまま食べられれば一番いいかもしれないが、やはりドレッシングが必要。いろいろなドレッシングが出ているが、この選定に今、悩んでいる。やはりカロリーが高いドレッシングのほうがおいしいものが多いですね。

表紙の写真



「砺波チューリップ公園」
(富山県砺波市)

砺波チューリップ公園は、チューリップタワーをシンボルとした都市公園です。毎年4月下旬から5月上旬にかけて「とんみチューリップフェア」が開催され、この期間は入場が有料になります。原品種や希少品種などを展示している「チューリップ四季彩館」、約3万本のチューリップを使った「花の大谷」など見所は多くありますが、圧巻はシンボルのチューリップタワーから見る「大花壇」。20万本のチューリップで「夢見る男女」が描かれた巨大な地上絵は必見です。

税理士事務所 CHANNEL 429号

発行 株式会社ミロク情報サービス
〒160-0004 東京都新宿区四谷4-29-1
TEL. 03-5361-6309(経営企画・広報IRグループ)

発行人 是枝周樹

編集企画 ミロク会計人会連合会広報委員会
ミロク会計人会事務局、経営企画・広報IRグループ

監修 ミロク会計人会連合会広報委員会

配信制作 東方通信社

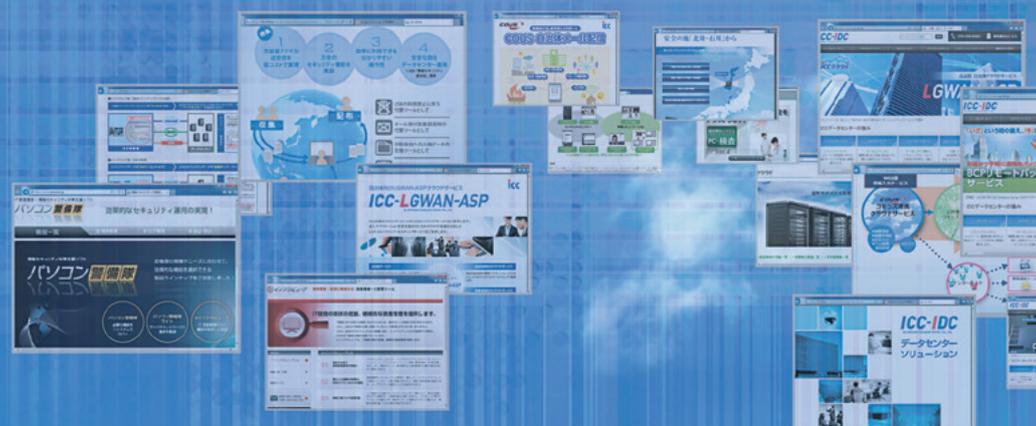
印刷 耕文社

※本誌に掲載されている会社名及び製品名は、各社の商標または登録商標です。禁無断転載

CHANNELのロゴのコンセプト

「N」に動きと色をつけることで、ニュース性・情報性・会員同士のネットワークを表現。また、「N」の色のゴールドは、会員先生や顧問先様の輝かしい未来を表現しています。

暮らしに安心を。 ビジネスに前進を。



公共・医療・民間におけるさまざまな課題解決からビジネス価値の創造まで。ありとあらゆる場面で活躍する情報通信サービスが、ICCのフィールドです。地域密着のきめ細かさとハイレベルの専門性で、明日につながるソリューションをおとどけいたします。



 株式会社
石川コンピュータ・センター

〒920-0398 金沢市無量寺町八6番地1 TEL(076)268-8311(大代)

<http://www.icc.co.jp>